自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
［略］				
［略］				
［略］				
連結自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）
［1．～3．　略］

第2　［略］

自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額				
［同左］				
［同左］				
［同左］				
連結自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）
［1．～3．　同左］

第2　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第九号及び別紙様式第十号は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法（以下「法」という。）第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。